

# 手話通訳士登録の手引

手引・様式などは当法人のウェブサイトでも確認・ダウンロードしていただけます

手話通訳士 登録関係手続き：<https://www.jyoubun-center.or.jp/slit/shi/protocol/>

## 目次

1. 新規登録・・・p.1
  - (1) 手話通訳士資格（名称）の付与 / (2) 登録の申請期限 / (3) 登録簿記載内容 /
  - (4) 登録の申請 / (5) 称号の付与および登録証・手話通訳士カードの交付 /
  - (6) 手話通訳士名簿・手話通訳士情報の公開
2. 手数料・・・p.2
  - (1) 手数料一覧表 / (2) 払込み（振込み）口座
3. 申請書の作成にあたっての留意事項・・・p.2
  - (1) 情報公開可否申請 / (2) 異体字の取扱い / (3) 個人情報の取扱い
4. 変更手続き・・・p.3
  - (1) 「氏名」「本籍地」の変更 / (2) 旧姓併記 / (3) 「住所」の変更
5. 紛失・汚損・・・p.3
  - (1) 「手話通訳士登録証」の場合 / (2) 「手話通訳士カード」の場合
6. 登録者の死亡等の届け出・・・p.3
  - ・ 申請書等様式サンプル・・・p.4-p.7
  - ・ 手話通訳士登録規定・・・p.8-p.10

# 1. 新規登録

## (1) 手話通訳士資格（名称）の付与

手話通訳技能認定試験(以下「手話通訳士試験」とする)に合格後所定の手続きをとり、社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（以下「情文センター」という）の管理している「手話通訳士登録簿」に登録されることによって「手話通訳士」の称号が付与され資格保持者と名乗ることが出来るようになります。必ず、手続きを取ってください。

## (2) 登録の申請期限

手話通訳士試験合格者が手話通訳士登録を申請することのできる期限は、合格発表日から起算して3年です。

## (3) 登録簿記載内容：手話通訳士登録簿には次の事項が記載されます。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・登録番号及び登録年月日
- ・本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者は国名）
- ・手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)に合格した年月

## (4) 登録の申請：情文センター理事長宛に以下3点の書類を簡易書留郵便でお送りください。

- ① 「手話通訳士登録申請書」（様式第1号）
- ② 住民票（6か月以内に発行・本籍の記載があるもの・マイナンバー記載不要・コピー不可。旧姓併記を希望する場合は、旧姓が併記されているもの）
- ③ 登録手数料の振込利用明細書等（「申請書」裏面に貼付）

## (5) 称号の付与および登録証・手話通訳士カードの交付

「手話通訳士登録申請書」記載事項は情文センターで審査し、申請者が手話通訳士となる資格を有すると認められた後に手話通訳士登録簿に登録します。登録完了と同時に、申請者に「手話通訳士」の称号が付与されます。

登録が完了すると厚生労働大臣名「手話通訳士登録証」（以下「登録証」という）と「手話通訳士カード」（以下「士カード」という）が交付されます。登録証には上記（3）の登録内容が記載されます。「士カード」は、通訳現場等で必要に応じて「手話通訳士であることを証明する物」として活用していただける顔写真入り・名刺サイズのプラスチック製カードで、氏名、登録番号、登録年月日が記載されます。

## (6) 手話通訳士名簿・手話通訳士情報の公開

手話通訳士の「氏名」及び「登録番号」は「手話通訳士名簿」として情文センターウェブサイト上に掲載します。また、情文センター理事長は、国や都道府県等からの名簿開示請求を受け、当該地域の手話通訳士の情報を公開することがあります。（2ページ3.「申請書作成にあたっての留意事項」参照）

## 2. 手数料

### (1) 手数料一覧表

令和6年10月1日現在

手数料種	金額			
	合計	金額	消費税(10%)	送料
新規登録	10,280円	8,800円	880円	600円
登録事項変更	2,420円	2,200円	220円	
登録証発行	3,020円	2,200円	220円	600円
士カード発行	3,020円	2,200円	220円	600円

※ 新規登録時の「士カード発行」「登録証発行」手数料は、「新規登録手数料」に含む。

### (2) 払込み(振込み)口座

#### ◆ゆうちょ銀行利用の場合

振込口座番号：00130-3-107995

加入者名：社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

#### ◆他の金融機関利用の場合

金融機関名：ゆうちょ銀行

支店名：〇一九(ゼロイチキュウ)支店

口座番号：当座/0107995

口座名義：社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

※「振替払込請求書兼受領書(振込金(兼手数料)受領書)」またはATM・インターネットバンキング等「利用明細」の複写を登録申請書の裏面貼付・別紙添付としてください。原本は、本人控えとして保存してください。

## 3. 申請書作成にあたっての留意事項(様式第1号/4ページ)

### (1) 情報公開可否申請

情文センターウェブサイト掲載および自治体等への開示の可否を登録申請時に「手話通訳士登録申請書(様式第1号)」に記入してください。「否」の場合は理由も併記してください。

### (2) 異体字の取扱い

情文センターでは、JIS第1水準及び第2水準の漢字を使用しております。氏名や住所等の欄でそれ以外の漢字を記入された場合、登録時に字体を変更させていただく場合があります。

### (3) 個人情報の取扱い

申請書等に記入された個人情報は、手話通訳士登録に関する業務、国や都道府県等からの請求による開示、情文センターからの連絡以外には使用いたしません。

## 4. 変更手続き（様式第2号/5ページ）

※変更に係る「手話通訳士登録事項変更届出書（様式第2号）」を郵送で提出する際は、**簡易書留郵便**で送ってください。

### （1）「氏名」「本籍地」の変更

- ・「氏名」「本籍地」は、「手話通訳士登録簿」の記載事項ですので、「手話通訳士登録簿」の更新が必要になります。「様式第2号」（5ページ参照）に必要事項を記入し、お送りください。（更新に係る事務手数料については、2ページを参照ください。）
- ・「氏名」「本籍地」は、「手話通訳士登録証」の記載事項にもなっていることから、「手話通訳士登録証」の再発行が必要になります。（手数料等については、2ページを参照ください。）
- ・「氏名」は、「手話通訳士カード」の記載事項となっていることから、「手話通訳士カード」をお持ちの方は「手話通訳士カード」の再発行が必要になります。（手数料等については、2ページを参照ください。）
- ・新しい「登録証」や「手話通訳士カード」が届きましたら、変更前の「登録証」や「手話通訳士カード」を情文センターにご返送ください。

### （2）旧姓併記

新たに「手話通訳士登録証」「手話通訳士カード」に旧姓併記を希望される方は「手話通訳士登録事項変更届出書（様式第2号）」にご記入のうえ、旧姓が併記された住民票（6か月以内に発行・本籍の記載があるもの・マイナンバー記載不要・コピー不可）を添えて**簡易書留郵便**で提出してください。（登録証・士カードそれぞれの再交付手数料が必要となります。2ページを参照ください。）新しい「登録証」や「士カード」が届きましたら、変更前の「登録証」や「士カード」を情文センターにご返送ください。

### （3）「住所」の変更

FAXまたはメールにて、お知らせください。（書式自由、手数料無料）

## 5. 紛失・汚損（様式第3号/6ページ）

### （1）「手話通訳士登録証」の場合

「手話通訳士登録証」を紛失・汚損された場合、再発行のお手続きが可能です。「様式第3号」（6ページ参照）に必要事項を記入し、お送りください。（手数料等については、2ページを参照ください。）

### （2）「手話通訳士カード」の場合

「手話通訳士カード」を紛失・汚損された場合、再発行をいたしますので、ご連絡ください。（手数料等については、2ページを参照ください。）

## 6. 登録者の死亡等の届け出（様式第4号/7ページ）

登録者が死亡または失踪された場合、様式第4号を用いて、ご家族等がその届け出をしてくださるようお願いしております。（「士カード」裏面にも記載されております。）

## 手話通訳士登録申請書

	※整理番号
(フリガナ) 氏 名	〔 男・女・ 回答しない 〕
旧姓併記の希望	有 旧姓 ( )
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳)
本籍地 (都道府県名)	
(フリガナ) 現 住 所	都 道 市 郡 府 県 区
	(〒 - ) (TEL - - )
試験に合格した年月	平成・令和 年 月
情文ウェブサイト掲載	可 ・ 否 (理由: )
国・地方自治体等への名簿開示	可 ・ 否 (理由: )
※ 登 録 年 月 日	
※ 登 録 番 号	

手話通訳士の登録を希望するので、手話通訳士登録規程第5条により、上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター理事長 殿

氏 名 ④  
(自署すること)

- (注) 1.※印欄には、記載しないこと。  
2.申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付し、その払込受付証明書を裏面にはること。

## 手話通訳士登録事項変更届出書

住 所

登録年月日

登録番号

(フリガナ)  
氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

手話通訳士登録事項に下記のとおり変更があったので、手話通訳士登録規程第7条により届け出ます。

変更登録事項	氏名	本籍地	旧姓併記
変更前			
変更後			

令和 年 月 日

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター理事長 殿

氏 名 ⑩  
(自署すること)

(注) この変更届出書を提出する際は、所定の手数料を納付し、その払込受付証明書を裏面にはること。

## 手話通訳士登録証再交付申請書

住 所

登録年月日

登録番号

(フリガナ)  
氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

手話通訳士登録規程第8条に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理 由：

令和 年 月 日

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター理事長 殿

氏 名  
(自署すること)

印

(注) この変更届出書を提出する際は、所定の手数料を納付し、その払込受付証明書を裏面にはること。

様式第4号

登録者の死亡等の届出書

次の登録者について、届出事由により、手話通訳士登録規程第10条に基づき、登録証を添えて、届け出ます。

1. 登録者

資 格	手話通訳士
(フリガナ) 氏 名	-----
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
本 籍 地	(都道府県名を記入)
登録番号	第 号
登録年月日	平成・令和 年 月 日

2. 届出の事由

(1) 事 由 (該当する事項に○印を記入)

死 亡 ・ 失 踪

(2) 事由発生の年月日

平成・令和 年 月 日

<登録証を添付できない場合はその理由を記入>

[ ]

平成・令和 年 月 日

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター理事長 殿

<届出者>

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞ (登録者との続柄)

# 手話通訳士登録規程

社会福祉法人  
聴力障害者情報文化センター

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（以下「情文センター」という。）が、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）第2条に基づき認定された法人として、同省令第4条第3項第5号及び第6号に規定する事項を処理するため、登録に関する必要な事項を定める。

(手話通訳士の資格及び登録)

第2条 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格した者は、次の各号の登録を受けて手話通訳士の称号を付与される資格を有する。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 登録番号及び登録年月日
4. 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については国名）
5. 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格した年月

(登録の申請期限)

第3条 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格者が登録を申請することのできる期限は、合格発表の日から起算して3年とする。

(手話通訳士登録簿)

第4条 手話通訳士登録簿は、情文センターに備える。

(登録の申請)

第5条 手話通訳士の登録を受けようとする者は、様式第1号による手話通訳士登録申請書に住民票の写し（本籍の記載があるもの）を添え、これを情文センター理事長に提出しなければならない。

(登録証及び称号の付与)

第6条 情文センターは、前条の申請があったときは、手話通訳士登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が手話通訳士となる資格を有すると認めるときは、手話通訳士登録簿に登録し、申請者に第2条に規定する事項を記載した様式第5号による手話通訳士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 登録者には、「手話通訳士」の称号を付与する。

(登録事項の変更の届出)

第7条 手話通訳士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第2号による登録事項変更届出書に住民票の写し（本籍の記載があるもの）を添え、これを情文センター理事長に提出しなければならない。

- 2 手話通訳士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出書に登録証等を添えて提出しなければならない。

(登録証再交付の申請等)

第8条 手話通訳士は、登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第3号による登録証再交付申請書を情文センター理事長に提出しなければならない。  
なお、汚損した場合にあっては、当該登録証を添えることとする。

2 手話通訳士は、前項の申請をした後、失った登録証を発見したときは、速やかにこれを情文センター理事長に返納しなければならない。

(手数料)

第9条 第5条の申請、第7条の届出、又は第8条の申請をしようとする者は、手数料として次に定める料金を、情文センター理事長に納付しなければならない。

(1) 第5条の申請をしようとする者は、手数料として金8,800円(消費税は別途徴収)。

(2) 第7条の届出をしようとする者は、手数料として金2,200円(消費税は別途徴収)。

(3) 第8条の申請をしようとする者は、手数料として金2,200円(消費税は別途徴収)。

(死亡等の届出)

第10条 手話通訳士が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合には、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、様式第4号による登録者の死亡等の届出書に登録証を添え、その旨を情文センター理事長に届け出なければならない。

(登録の取り消し等)

第11条 情文センター理事長は、手話通訳士の登録に虚偽又は不正の事実があったと認めたときは、ただちにその登録を取り消さなければならない。

2 情文センター理事長は、手話通訳士がその信用を著しく傷つけるような行為をした場合、その登録を取り消すことができる。

(登録簿の登録の変更)

第12条 情文センター理事長は、第7条及び第10条の届出があったとき、又は第11条の規定により手話通訳士の登録を取り消すときは、登録簿の当該手話通訳士に関する登録事項を変更し、又は消除しなければならない。

2 前項の登録の変更若しくは消除を行った場合、その理由及び年月日を記載するものとする。

令和6（2024）年11月11日改訂版

## 手話通訳士登録の手引

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター  
〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3  
電話：03-6833-5003 / F A X：03-6833-5000  
E-mail：slit@jyoubun-center.or.jp